

平成27年(2015年)5月7日(木)
豊中市役所第一庁舎6階教育委員室
午前11時～12時30分

平成27年度(2015年度)第1回 豊中市総合教育会議

次 第

1 開会

○市長あいさつ

2 出席者の紹介

3 案 件

〔資料確認〕

(1)豊中市総合教育会議の運営等について

(2)今年度の予定等について

(3)「豊中市の教育及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」
のイメージについて

4 その他

配付資料

○豊中市総合教育会議名簿

資料1

○豊中市総合教育会議の運営等について(案)

資料2

○総合教育会議における協議・調整事項について(案)

資料3

○平成27年度(2015年度)総合教育会議 スケジュール(案)

資料4

○豊中市の教育及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱について
(イメージ)

資料5

○大綱と教育振興計画及び総合計画との関連について

資料6

平成 27 年度 (2015 年度) 第 1 回 総合教育会議

名簿

※敬称略

浅利 敬一郎	豊中市長
大源 文造	豊中市教育長
船曳 弘栄	豊中市教育委員会委員(教育長職務代理者)
奥田 至蔵	豊中市教育委員会委員
藤原 道子	豊中市教育委員会委員
橋本 和明	豊中市教育委員会委員
山名 貴志	豊中市教育委員会委員

(事務局)

足立 佐知子	政策企画部長
福山 隆志	政策企画部 次長兼企画調整課長
佐野 健二	政策企画部 企画調整課
長坂 由貴	政策企画部 企画調整課
田中 克嘉	政策企画部 企画調整課
村上 馨	政策企画部 企画調整課

豊中市総合教育会議の運営等について(案)

平成 27 年 5 月 7 日 豊中市総合教育会議決定

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号。以下「法」という。）第 1 条の 4 の規定に基づき、豊中市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営等に関し必要な事項を次のとおり定め、平成 27 年 5 月 7 日から実施する。

（招集）

第 1 条 市長は、必要と認めたとき又は豊中市教育委員会（以下「教育委員会」という。）から法第 1 条の 4 第 4 項の規定に基づく会議の招集の請求があったときに、会議を招集する。

（周知）

第 2 条 市長は、会議の日時、場所、会議に付すべき事件について、あらかじめ市のホームページへの掲載その他の方法により市民に対して周知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

（会議の公開）

第 3 条 会議は、公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、会議を非公開とすることができる。

- （1） 個人の秘密を保つため必要があると市長が認めるとき。
- （2） 会議の公正が害されるおそれがあると市長が認めるとき。
- （3） 前 2 号に掲げる場合のほか、公益上必要があると市長が認めるとき。

2 非公開の会議は、市長が指定する者以外の者及び傍聴人を会議場の外に退去させて、これを行う。

（関係者又は学識経験を有する者の出席）

第 4 条 市長は、法第 1 条の 4 第 5 項の規定に基づき、関係者又は学識経験を有する者の会議への出席を求め、意見を聴く

ことができる。

(議事録の記載事項等)

第5条 会議の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 市長、教育長及び出席教育委員会委員の氏名
- (2) 会議に出席した関係者及び学識経験を有する者の氏名並びに関係職員の職及び氏名
- (3) 議題及び議事(第3条第1項ただし書の規定により非公開とした会議の議事を除く。)

2 第3条第1項ただし書の規定による非公開の会議の議事録については、前項の議事録とは別に、同項の規定の例により作成するものとする。

3 議事録には、市長及び教育長が署名しなければならない。

(議事録の公表)

第6条 市長は、前条第3項の規定による署名の後、速やかに議事録(非公開の会議の議事録を除く。)を市のホームページへの掲載その他適切な方法により公表するものとする。

(傍聴の手続等)

第7条 会議を傍聴することができる者(以下「傍聴人」という。)の定員は、会議の都度市長が定める。

2 市長は、傍聴を希望する者の数が前項に規定する定員を超えるときは、傍聴人を抽選により決定するものとする。

3 前項に規定する抽選の方法等は、市長が別に定める。

4 傍聴人は、受付において備付の傍聴人名簿にその住所及び氏名を明記しなければならない

5 報道機関の取材について市長が必要と認めるときは、傍聴席とは別に記者席を設けることができる。

(傍聴の制限)

第8条 次に掲げる者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 人に危害を加えるおそれのある器物等を携帯している者

- (2) 旗、のぼり、プラカード等を携帯している者
- (3) 腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメット等を着用し、又は携帯している者
- (4) 拡声器、無線機（携帯電話等を除く。）、録音機、ビデオカメラ写真機等を携帯している者（第10条ただし書の規定による市長の許可を得たものを除く。）
- (5) 酒気を帯びていると認められる者。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、議事を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると市長が認める者

（傍聴人遵守事項）

第9条 傍聴人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会議場における発言に対して、拍手その他の方法により賛否等を表明しないこと。
- (2) 静粛を守り、私語、談笑その他騒がしい行為をしないこと。
- (3) 携帯電話機等の電源を切っておくこと。
- (4) 飲食又は喫煙しないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

2 前項に規定するもののほか、傍聴人は、会議の傍聴に関しすべて職員の指示に従わなければならない。

（撮影等の制限）

第10条 傍聴人による写真、ビデオ等の撮影、録画、録音等は、これを認めない。ただし、あらかじめ市長の許可を得たものはこの限りでない。

（傍聴人の退場等）

第11条 市長は、傍聴人が第8条から前条までの規定に違反したときは、当該規定の定めに従うべきことを命じ、その命令に従わないときは、当該傍聴人を退場させることができる。

2 傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたとき又は会議が非公開となったときは、直ちに退場しなければならない。

(事務局)

第12条 会議の事務局事務は、政策企画部企画調整課において処理する。

(細目)

第13条 前各条に定めるもののほか、会議の運営等について必要な事項は、市長が定める。

平成 27 年(2015 年)5 月 7 日

総合教育会議における協議・調整事項について(案)

1. 法の規定(地方教育行政の組織及び運営に関する法律)

(大綱の策定等)

第 1 条の 3 地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(以下単に「大綱」という。)を定めるものとする。

～以下省略～

(総合教育会議)

第 1 条の 4 地方公共団体の長は、大綱の策定に関する協議及び次に掲げる事項についての協議並びにこれらに関する次項各号に掲げる構成員の事務の調整を行うため、総合教育会議を設けるものとする。

(1) 教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策

(2) 児童、生徒等の生命又は身体に現に被害が生じ、又はまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置

～以下省略～

2. 今年度の予定案件

- ①「教育及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」について
- ②その他

	4月～6月	7月～9月	10月～12月	1月～3月
総合教育会議	<p>【5月7日】第1回会議 ※教育委員会会議の後</p> <ul style="list-style-type: none"> ●会議の運営について ●協議・調整事項について ●「大綱」のイメージについて 	<p>【8月中旬】第2回会議 ●「大綱」(素案)に関する協議</p> <p>[9月]「大綱」(素案)のパブリック・コメント</p>	<p>【9月から10月】第3回会議</p> <ul style="list-style-type: none"> ●パブリックコメントを経た修正等について ●次年度に向けた予算、条例等について ●「教育に関する事務の点検・評価」について 	
	緊急事案への対応			
教育委員会会議 ※毎月1回定例会	<p>[4月16日] 定例会</p> <p>[5月7日] 定例会</p> <p>[6月9日] 定例会</p>	<p>[7月7日] 定例会 ※懇談会(点検・評価)あり。</p> <p>[8月18日] 定例会 ※総合教育会議につき調整中</p>		
その他	<p>事務の点検・評価 →</p> <p>6月定例会</p>	<p>9月定例会</p>	<p>H28年度教育行政方針策定 →</p> <p>10月決算委員会</p> <p>12月定例会</p>	<p>3月定例会</p>

豊中市の教育及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱(イメージ)

平成 27 年(2015 年)●月
豊 中 市

はじめに

1. 子どもたちの「人とつながり、未来を切り拓く力」を育みます

(考え方)

- (代表的な取り組み、基本政策など)
-
-

2. 家庭・地域への支援、学校園・家庭・地域の連携を進めます

(考え方)

- (代表的な取り組み、基本政策など)
-
-

3. 社会教育の充実、市民文化の振興を進めます

(考え方)

- (代表的な取り組み、基本政策など)
-
-

4. 教育環境や教育条件の整備・充実を進めます

(考え方)

- (代表的な取り組み、基本政策など)
-
-

むすびに

…この他、教育委員会の定める教育振興計画に沿って着実に取り組みを進めます。

■大綱と教育振興計画及び総合計画との関連について

